令和2年

第10回大洗町農業委員会総会議事録

大洗町農業委員会

## 第10回 大洗町農業委員会総会議事録

令和2年10月26日(月) 午後5時00分 令和2年10月26日大洗町農業委員会が大洗町役場3階会議室に招集 されたので、会議を開いた。 その次第は次のとおりである。

議案第20号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積 計画の決定について

議案第21号 農地法第3条の規定による権利の設定移転について

議案第22号 農地改良協議について

報告第13号 農地法第5条の規定による市街化区域内の農地転用届出に対する専決処理 について

その他

出席委員 1番関 甚 2番佐久間亨

3 番 佐間田 勝 子 4 番 藤 沼 洋 一

5 番 勝 村 勝 一 6 番 大 貫 静

8番小沼正男

欠席委員 7番大貫善之

本日の会議の書記は次のとおりである。

有田和義、中﨑亮二、田山敏広、石井康之

会長は午後5時00分に議長席につき、定数に達したので会議を開く旨を述べ、会議規則第13条の2項により議事録署名人 1番関委員、2番佐久間委員、3番佐間田委員の各委員を指名する。

議 長 議事に入ります。議案第20号を上程いたします。事務局より説明をお願い します。

事務局 〔議案第20号を議案書をもとに説明〕

議 長 本案につきまして、何かご意見はございますか。

委 員 〔異議なしの声あり〕

議 長 本案については、議案のとおり許可することといたします。

議 長 続いて議案第21号を上程いたします。事務局説明をお願いします。

事務局 〔議案第21号を議案書をもとに説明〕

議 長 本案につきまして、何かご意見はございますか。

議 長 売買価格はどのくらいか。

事務局 10a当たり約150万円です。

5 番 売買価格は農林振興公社が決定したのか。

事務局 売買価格は譲受人と譲渡人が話し合って決めております。

議 長 夏海地区の基盤整備を進めていく際に、この売買価格が前例になってしまう のでは。

事務局 基盤整備においては、事業を取り組む中で協議会を設立し、その中で地主 及び農地を集積する担い手の方々に聞き取りを行い、売買価格の基準額を 決定していきます。

議 長 その他に何かご意見はございますか。

委 員 〔異議なしの声あり〕

議 長 一同異議なしにより、本案は許可することといたします。

議 長 続いて議案第22号を上程いたします。事務局説明をお願いします。

事務局 [議案第22号を議案書をもとに説明]

議 長 こちらの議案につきましては、現地調査を行っていますので、4番委員より 報告をお願いします。

4 番 議案第22号について報告します。去る10月23日に農業委員2名、事務 局2名で申請人立会いのもと、現地確認を実施しました。申請地は夏海地区 から松川地区に向かう県道大洗友部線沿いにある畑になります。平成29年 7月に農地改良協議の申請をしていますが、必要土量が確保できないため、 改良期間延長の申請に至りました。3mから5mの高さで盛土した後、既存 の表土である黒土をかぶせて畑にしていくとのことです。皆様のご審議をお 願いします。

議 長 本案につきまして、何かご意見はございますか。

4 番 この土地を購入した理由を改めて確認したい。

事務局 甘藷の作付けのためです。

5 番 農地法第3条で許可した案件を農地法第5条で再申請することは可能か。

委員 過日の3条申請及び農地改良協議については、当農業委員会で慎重審議をした結果、許可した案件である。土量が確保できない等の状況は把握したが、 安易に許可の決定を変更するものではない。農地法の違反に対する罰則はどのようなものがあるか。

事務局 偽り、その他不正の手段により許可を受けた場合は3年以下の懲役又は 300万円以下の罰金が科せられます。

5 番 今後農地以外に利用されることがないよう、継続的に指導すること。

事務局 了解しました。

議 長 申請者に対して罰則を周知したうえで、許可するということでよろしい ですか。

委 員 〔異議なしの声あり〕

議 長 一同異議なしにより、本案は許可することといたします。

議 長 続いて報告第13号を上程いたします。事務局説明をお願いします。

事務局 〔報告第13号を議案書をもとに説明〕

議 長 本案につきまして、何かご意見はございますか。

委 員 〔異議なしの声あり〕

議 長 一同異議なしにより、本案は報告のとおりといたします

## その他

・全国農業新聞の普及推進のお願いについて

本日の会議は以上をもって閉会を宣す。 議長は、午後5時50分議案を全て終了したので閉会を宣す。

上記会議の次第を記載し、その相違なきを証するため署名捺印する。

## 令和2年10月26日

議長

委員

委員

委員